

前沢四丁目自治会自主防災会規約（改正試案）

（名称）

第1条 この会は、前沢四丁目自治会自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

（目的）

第3条 本会は、前沢四丁目自治会（以下「自治会」という。）の事業の一環として、住民の相互協力の理念に基づく自主防災活動を行い、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- （2） 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- （3） 防災訓練の実施に関すること。
- （4） 防災資機材の備蓄に関すること。
- （5） 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- （6） 他組織との連携に関すること。
- （7） その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（班の設置）

第5条 前条の事業を遂行するために次の班を設置する。

- （1） 広報渉外班 防災知識の普及・啓発、情報の収集・伝達、関係機関との連絡・調整
- （2） 初期消火班 地域・家庭の安全点検・初期消火訓練、地震等発生時の防火・初期消火活動
- （3） 避難誘導班 要配慮者の把握、地震等発生時の住民の避難誘導及び要配慮者への支援
- （4） 救出救護班 地震等発生時の救出・救護
- （5） 物資補給班 防災資機材の備蓄・整備及び地震等発生時の給食・給水、物資の調達

（会員）

第6条 本会は、自治会の会員をもって構成する。

（役員）

第7条 本会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1名

- (2) 副会長 若干名
- (3) 班長 若干名
- (4) 副班長 若干名

2 役員は会員の互選による。ただし、自治会の役員が兼ねることができる。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し事業を統括するとともに、地震等発生時の応急活動の指揮を行う。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 班長は、第5条で設置した各班の活動を指揮する。
- (4) 副班長は、班長を補佐する。

(防災協力委員)

第9条 会長は会員の中から防災協力委員を委嘱することができる。防災協力委員は、会員に対する啓発活動など防災活動に専門的に携わる。

(会議)

第10条 本会に総会及び役員会を置く。

(総会)

第11条 総会は、毎年1回開催し、事業計画その他必要な事項を審議する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

2 自治会の総会をもって、本会の総会に代えることができる。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、班長、副班長をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき事項。
- (2) 総会により委任された事項。
- (3) その他、役員会が特に必要と認めた事項。

2 会長は、防災協力委員が役員会の審議に加わることを認めることができる。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、自治会会計より支出する。

(運営)

第14条 本会の運営は、この規約に基づくほか、特に定めのないものは自治会の役員会の責任において処理し、総会の承認を得るものとする。

附則

- 1 この規約は、平成元年6月1日から施行する。
- 2 改正規約は、平成2年7月15日から施行する。
- 3 改正規約は、平成9年4月13日から施行する。
- 4 改正規約は、平成17年4月24日から施行する。
- 5 改正規約は、平成28年4月〇〇日から施行する。